

# ***In brief***

## **A look at current financial reporting issues**

No. INT2018-03  
13 February 2018

### **関連会社および共同支配企業に対する長期持分**

#### **論点**

投資者は、関連会社または共同支配企業に対する純投資の一部を構成する、関連会社または共同支配企業に対する長期持分（例えば、優先株式または長期貸付）を有する場合があります。国際会計基準審議会（IASB）は、これらの長期持分が IFRS 第 9 号の範囲に含まれるかどうか、また IFRS 第 9 号の減損の要求事項が適用されるかどうかを明確化するよう要請されました。

#### **考察**

IASB は、IAS 第 28 号の狭い範囲の修正を公表し、関連会社または共同支配企業に対する長期持分（持分法が適用されないもの）を IFRS 第 9 号に基づき会計処理しなければならないことを明確化しました。これには IFRS 第 9 号の減損の要求事項も含まれます。また、その設例も提供されています。

本修正は、2019 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用され、早期適用が認められます。

